

## き電線劣化調査業務委託仕様書

### 1. 業務名

き電線劣化調査業務委託

### 2. 業務場所

市78号柱から谷力72号柱及び市27HHから唐74号柱間

### 3. 業務期間

契約締結の日から平成30年3月15日まで。

### 4. 業務の目的

鹿児島市交通局が管理する、き電線（ただし、車庫線除く）の絶縁抵抗測定を行うもの。

### 5. 業務の内容

#### (1) 作業計画書

業務の目的・主旨を把握し、仕様書に示す業務内容を確認し以下に示す事項について作業計画書を作成し承認を得ること。

- ①業務概要
- ②実施方針（昼間・夜間の調査工程を立案する。）
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥成果品を確保するための計画
- ⑦成果品の内容、部数
- ⑧使用する主な図書及び基準
- ⑨連絡体制

#### (2) 現場管理

業務中は現場責任者を定め、現場に常駐し調査職員との連絡、打合せ及び業務従事者の指導監督の任にあたること。

#### (3) 現地調査

調査区間の現地調査を行い、断路器やフィードイヤー等の設置箇所について現地で確認を行い、測定場所及び区間を決定すること。また、調査時の安全対策等の把握を行うこと。

#### (4) ケーブル切断・復旧

絶縁測定のため、市27号ハンドホール内で市内線（2回線）・西駅線（1回線）のき電ケーブルを切断する。なお、測定終了後は切断箇所に必要な処置を行い、専用金具（工具）にて復旧すること。

(5) 絶縁抵抗測定

市内線・西駅線・鴨池線・谷山線の各き電線について、下表を参考に調査を行うこと。なお、測定場所・区間及び断路器解放やフィードイヤーの取り外し等について、調査職員と入念に打合せを行うこと。

測定場所及び区間

|     | 測定場所  | 区 間           | 備 考      |
|-----|-------|---------------|----------|
| 市内線 | 市27HH | 市27HH～新武之橋変電所 | 地下埋設・2回線 |
|     |       | 市27HH～市78号柱   |          |
|     | 市78号柱 | 市78号柱～鹿児島駅前   |          |
| 西駅線 | 市27HH | 市27HH～新武之橋変電所 | 地下埋設     |
|     |       | 市27HH～唐6号柱    |          |
|     | 唐41号柱 | 唐41号柱～唐6号柱    |          |
|     |       | 唐41号柱～唐73号柱   |          |
| 鴨池線 | 谷2号柱  | 谷2号柱～新武之橋変電所  | 地下埋設     |
|     | 谷11号柱 | 谷11号柱～高見馬場    |          |
|     |       | 谷11号柱～谷34号柱   |          |
| 谷山線 | 谷34号柱 | 谷34号柱～新武之橋変電所 | 地下埋設     |
|     |       | 谷34号柱～唐73号柱   |          |
|     | 谷52号柱 | 谷52号柱～新武之橋変電所 | 地下埋設     |
|     | 谷56号柱 | 谷56号柱～谷52号柱   |          |
|     |       | 谷56号柱～谷力25号柱  |          |
|     | 脇田    | 脇田変電所～谷力25号柱  |          |
|     |       | 脇田変電所～谷力72-2  |          |

(6) 報告書作成

調査業務の成果として、調査業務成果概要書、調査図面、調査結果等について取りまとめる。なお、調査の実施状況は写真撮影し報告書に添付すること。

6. 業務の処理等

(1) 受注者は、調査の実施にあたり発注者の指示に従うこと。

- (2) 受注者は、調査にあたって業務に必要な関係機関等との協議を十分かつ適切に行い、記録を取ること。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたり、目的、趣旨等を十分に理解した上で最高の技量を発揮して、遂行すること。
- (4) 交通渋滞対策等周辺環境に十分配慮した計画とすること。
- (5) 受注者は、本業務で知り得た事項については、発注者の承諾を得ることなく他に公表又は転用してはならない。
- (6) 本業務の適切な遂行を図るため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、その協議事項については記録し、速やかに提出するものとする。
- (7) 受注者は、業務の途中において、発注者が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者に対し、部分使用を請求することが出来るものとする。
- (9) 受注者は、調査及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行ったうえで借り受けること。
- (10) 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、業務の完了後は速やかに発注者に返還すること。
- (11) 受注者は、業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記すること。
- (12) 調査に当たり特殊な機材を使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- (13) 受注者は、調査に必要な打合せを適切に行うとともに、必要な資料等を作成するものとする。

## 7. 秘密の保持

鹿児島市個人情報保護条例に基づく別記「秘密保持等取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行うこと。

## 8. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

暴力団関係者等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 9. その他

### (1) 打合せ等

業務着手時・中間・成果物納入時の計3回とする。

### (2) 技術者の専門性

当調査業務は、き電停止後から翌朝4時30分までと時間制約を受ける業務であることや、軌道に関わる業務であるため、電車線の構造に精通したものを配置させること。

また、調査に使用する測定機器等は、実施前に点検や使用方法を確認するなどし、業務時間の短縮に努めること。

### (3) 業務の疑義

受託者は、契約書又は本仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

### (4) 損害賠償

業務中に故意又は過失により、当局設備に損傷を与えた場合は、すみやかに調査職員に連絡しその損害を補償しなければならない。

### (5) 法令・条例等の適用

本調査業務に関係ある法令・条例等はこれを遵守し届出等が必要な際は、受託者がこれを代行する。ただし、これに要する必要な費用はすべて受託者の負担とする。

### (6) 変更契約

受託者は、次の各号に掲げる場合において、当調査業務契約の変更を行うものとする。

①業務内容の変更により、業務委託料に変更が生じる場合。

②履行期間の変更を行う場合。

③調査職員と受託者が協議し、設計等施工上必要があると認められる場合。